

第6次水質総量規制 環境大臣が同意 環境省



東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の「第6次水質総量規制」に向け、関係20都府県知事から環境大臣に協議があったCOD、窒素・りん含有量に関する「総量削減計画」が、平成19年5月24日開催の公害対策会議幹事会で了承され、環境大臣が同意しました。

水質汚濁が問題となっている東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に流入する各集水域ごとに、環境大臣が目標年度、発生源別（生活排水、産業排水、その他）・都府県別の削減目標量に関する「総量削減基本方針」を定め、関係都府県知事はこれに基づき、削減目標量を達成するための「総量削減計画」を策定するとされています。また各知事は、関係地域にある一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁負荷量についての「総量規制基準」を環境大臣が示した範囲内で定めることになっています。

第6次水質総量規制の「総量削減基本方針」は、21年度を目標年度としたCOD、窒素・りん含有量それぞれについての削減目標量を発生源別、都府県別に定めています。水域別では、東京湾については、COD・日193トン、窒素含有量・日199トン、りん含有量・日13.9トン、伊勢湾についてはCOD・日167トン、窒素含有量・日123トン、りん含有量・日9.6トン、瀬戸内海については、COD・日537（うち大阪湾の削減目標量は133）トン、窒素含有量・日465（同116）トン、りん含有量・日29.5（同7.5）トンが削減目標量とされています。

汚濁負荷量の削減目標量を達成するための方途、また、その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項として、概ね次のような事項が定められています。

- [1] 下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備
- [2] 工場、事業場の実情に応じた総量規制基準の適切な運用
- [3] 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理、合流式下水道の改善等
- [4] 情報発信、普及・啓発等
- [5] 干潟の保全・再生、底泥除去や覆砂等の底質改善対策の推進

今後の予定

- [1] 環境大臣による同意を受け、各都府県において6月中に総量削減計画を公告する予定です。
- [2] 総量削減計画の策定に併せて、各都府県において総量規制基準を公示する予定です。この基準の適用期日は、平成19年9月1日以後に新・増設される工場又は事業場は新・増設された日から、平成19年9月1日前に既に設置されている工場又は事業場は平成21年4月1日からとなる予定です。

当社では、総量規制項目の多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。
資料 2007年5月24日付 EICネット、環境省 報道発表資料

水質分析箇所 平出優香